

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 3 日

保護者 様

富士宮市教育委員会
(教育部・学校教育課)
富士宮市立富士宮第三中学校
校 長 佐 野 和 雄

新型コロナウイルス感染防止に係る学校における対応について

日頃より本市の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、この度、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されたことを受け、4月1日以降の新学期におきましては、下記のとおり対応しますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日に変更されることが予定されております。これを受けて対応が変わる場合は、おって連絡いたしますので御承諾くださいますようお願い申し上げます。

記

1 学校の教育活動について

学校においては、感染リスクの高い活動に注意しつつ、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染防止対策を継続し、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を実施します。

2 感染症対策について

(1) 登校する前にお子様の検温と健康観察を確実に実施し、結果については「LEBER（リーバー）」で、学校に連絡してください。また、以下の場合には登校しないことを徹底してください。（「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー R4.8.24 版」に基づいて対応する。）

○お子様の感染が判明した場合

○お子様が感染者の濃厚接触者に特定された場合

○お子様に発熱や咽頭痛（のどの痛み）、咳等の普段と異なる症状がみられる場合

※同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合、感染が不安で休ませたい場合、新型コロナウイルスワクチンによる副反応と見られる症状がみられる場合については、学校に相談願います。

- (2) お子様の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合には、学校へ連絡願います。夜間・休日については、市役所当直室（22-1111）へ連絡願います。
- (3) 学級閉鎖等の連絡は、該当する保護者の皆様に、学校から直接メール等で連絡いたします。

3 マスク着用の考え方について

- (1) 学校教育活動においては、児童生徒に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、登下校時に混雑した公共交通機関（バス）を利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨します。
- (2) 基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかつたりする児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないようにします。また、着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。